

○広島国際大学教学マネジメント部会の運営に関する要領

2021年3月18日

改正 2024年3月6日

(趣旨)

第1条 この要領は、広島国際大学内部質保証委員会規定第6条第1項に定める広島国際大学内部質保証委員会（以下「委員会」という）の小委員会として設置する広島国際大学教学マネジメント部会（以下「部会」という）の構成、任務、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条 部会は、つぎの部会員をもって構成する。

- イ 副学長
- ロ 教育・学生支援機構長
- ハ 事務局長
- ニ 教育・学生支援部長
- ホ 入試センター長
- ヘ 情報メディアラーニングセンター長
- ト 基盤教育センター長
- チ 専門職連携教育センター長
- リ 国際交流センター長
- ヌ IRセンター長
- ル FD委員会委員長
- ヲ キャリア支援委員会委員長
- ワ その他必要に応じて部会長が任命した者 若干名

(部会員の任期)

第3条 前条第1項イ号からヲ号までの委員の任期は、その在任期間中とする。

2 前条第1項ワ号の部会員の任期は1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 部会は、つぎの事項を掌る。

- イ 教育の改革に関する目標の設定・計画および成果・達成状況の点検
- ロ その他委員会が必要と認めた事項

(部会長およびその職務)

第5条 部会に、部会長1名を置く。

2 部会長は、第2条第1項イ号の副学長をもって充てる。

3 部会長は、部会を招集し、議長となる。

(部会の庶務)

第6条 部会の庶務は、教育・学生支援機構で取り扱う。

(要領の改廃)

第7条 この要領の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。

付 則

- 1 この要領は、2021年3月18日から施行する。
- 2 この改正要領は、2024年4月1日から施行する。